令和４年度

定期監査結果報告書

西脇市監査委員

西監報第５号
令和５年５月23日

西脇市議会議長
西脇市長
西脇市教育委員会
西脇市選挙管理委員会　様
西脇市公平委員会
西脇市農業委員会

西脇市監査委員　棚倉和久
同　吉井敏恭

令和４年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第４項の規定に基づき執行したみだしの監査の結果について、同条第９項の規定により報告書を提出します。

目　　次

1　監査の対象　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－1

2　監査の期間　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－1

3　監査の期日（監査委員が監査を行った日）－－－－－1

4　主たる監査項目　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－2

5　監査の要領　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－2

6　監査の着眼点　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－2

7　監査の結果及び意見（総括）　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－2
各課共通の留意事項　－－－－－－－－－3
各課の業務の概要・監査の結果及び意見
市長公室　－－－－－－－－－－－－－3
都市経営部　－－－－－－－－－－－－4
総務部　－－－－－－－－－－－－－－8
福祉部　－－－－－－－－－－－－－－11
くらし安心部　－－－－－－－－－－－14
産業活力再生部　－－－－－－－－－－20
建設水道部　－－－－－－－－－－－－23
西脇病院　－－－－－－－－－－－－－30
教育管理部　－－－－－－－－－－－－32
教育創造部　－－－－－－－－－－－－37
会計課　－－－－－－－－－－－－－－40
議会事務局　－－－－－－－－－－－－41
農業委員会事務局　－－－－－－－－－42
選挙管理委員会事務局　－－－－－－42
監査・公平委員会事務局　－－－－－43

定期監査

1　監査の対象

市長公室

都市経営部　企画調整課、茜が丘複合施設、財政課、管財課、まちづくり課

総　務　部　総務課、情報推進課、税務課

福　祉　部　社会福祉課、長寿福祉課、こども福祉課

くらし安心部　新型コロナウイルスワクチン接種対策室、戸籍住民課、保険医療課、健幸都市推進課、環境課、防災安全課

産業活力再生部　農林振興課、農村整備課、商工観光課

建設水道部　経営管理課、用地地籍課、施設管理課、工務課、都市住宅課

西脇病院　病院総務課、経営管理課、医事課、老人保健施設

教育管理部　教育総務課、学校給食センター、人権教育課、生涯学習課、中央公民館、生活文化総合センター、図書館

教育創造部　学校教育課、青少年センター、学校適正推進課、幼保連携課

会計管理者　会計課、統括検査官

議会事務局

農業委員会事務局

選挙管理委員会事務局、監査・公平委員会事務局

2　監査の期間　令和４年10月３日から令和５年３月23日まで

3　監査の期日（監査委員が監査を行った日）

12月16日　教育管理部

12月23日　教育創造部

選挙管理委員会事務局、監査・公平委員会事務局

12月26日　総務部、都市経営部

２月13日　議会事務局、農業委員会事務局、商工観光課、建設水道部（一般会計）、健幸都市推進課

２月16日　市長公室、福祉部、くらし安心部

２月21日　農林振興課、農村整備課

３月23日　建設水道部（企業会計）、西脇病院、会計課、統括検査官

4　主たる監査項目（各課共通項目）

⑴　担当別業務及び人員配置状況

⑵　歳入歳出予算の執行状況

⑶　主要契約の執行状況

⑷　補助金・交付金及び負担金の交付状況

⑸　使用料・手数料の収納状況

⑹　懸案事項又はリスク

5　監査の要領

本年度の監査の実施に当たっては、引き続き全課を対象とし、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等の提出を求め、各所属長等から監査時点までの所管事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

6　監査の着眼点

⑴　年度当初に提出された各課の「懸案事項又はリスク」について、その後の対応及び進捗状況の説明を求めた。また、定期監査時において、新たな「懸案事項又はリスク」がある部署については同様に説明を求めた。

⑵　業務委託、工事請負等の入札及び契約について、部門ごとに抽出し、その関係書類の提示を求め執行内容の確認を行った。

⑶　財務処理における公費の支払遅延の有無及び予算流用などの適正化について確認を行った。

7　監査の結果及び意見（総括）

あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、組織・機構の一部変更により、事務事業の所管替えも生じているが、各部門とも監査した限りにおいて、おおむね良好に処理されており、適正な予算執行がされていると認められた。

しかしながら、財務会計処理の一部において軽微な誤りが見受けられたが、改善措置を講じるまでもなく、それぞれの監査の中で注意を促したところである。

監査の概要は後述するとおりであるが、令和４年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大により、事務事業の執行に大きな影響が出ている部署があるものの、職員が一丸となって全力で取り組まれているところである。また、マイナンバーカードの普及促進についても、市全体で取り組まれ、大きな成果を挙げられている。時間外勤務については、全体的には減少しているが、マイナンバーカ

ードの普及促進に係る部署においては増加している。今後も引き続き、一部の部署に業務の偏りのないよう、職員の心身の健康面を考慮し、事務執行の効率化と市民生活の更なる向上のため、計画的な事業推進を図るとともに、財政の健全化と効率的な行財政運営に尽力されたい。

なお、各課共通の留意事項及び各課の業務の概要並びに監査の結果は、次のとおりである。

≪各課共通の留意事項≫

1　各課の「懸案事項又はリスク」について

「懸案事項又はリスク」については、組織の改善も含め課員全員が問題意識を共有し、解決に向け鋭意取り組まれたい。

2　未収金の収納事務について

市税をはじめとする各種未収金の収納事務については、厳しい経済情勢の中で、様々な要因によりその回収に大変苦慮されていることは十分理解するところであるが、自主財源の確保と負担の公平性の原則に基づき、目的意識を持ってより一層努められたい。

≪各課の業務の概要・監査の結果及び意見≫

＜市長公室＞

1　業務の概要

市長公室は、秘書、市長会及び副市長会、広報・広聴活動、シティプロモーション、まち・ひと・しごと創生、ＳＤＧｓ未来都市の推進等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般寄附金、秘書一般事務経費、シティプロモーション推進事業、ＳＤＧｓ推進事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、映像と広報紙による一体的な情報発信、トップマネジメントの推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　市長交際費について、執行内容の説明と出納簿及び預金通帳等の提示を求めたところ、適正に出納処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、トップマネジメントの推進については、市長

の意向なども踏まえながら、情報収集としては、人口動態の分析、近隣の定住施策の状況把握、新規施策の立案としては、子育て・教育関係の新規事業の立案や環境施策の提案、関係課との連携としては、ＩＣＴを活用したプロジェクトチームの試行実施、デジタル田園都市国家構想交付金などの特定財源の確保に向けた支援などに取り組んでいる。事業等の具体化に向けては、関係課との課題共有、事業形成段階からの意思疎通、人員体制・財源確保の支援など、幅広い取組が必要と捉えており、可能な範囲で対応していきたいとの報告を受けた。西脇市の将来を見据えた、新規施策の立案、事業化に取り組まれたい。

＜都市経営部＞

（企画調整課）

１　業務の概要

企画調整課は、総合計画、定住自立圏構想、行財政改革、公共交通等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、シンボル地点モニュメント等管理事業、平和行政推進事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、外部評価の試行について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　平和行政推進事業について確認したところ、令和３年６月７日に市議会が「非核平和都市宣言」の決議を、また、令和４年11月１日に市が「平和都市宣言」を行ったことにより、既設標柱にさび止め加工やシリコン樹脂塗装を行った上で、この度の宣言を新たに記載するものである。なお、当該事業については、市議会の「非核平和都市宣言」と市の「平和都市宣言」を、同じ標柱に記載することから、予算については市議会と市で折半して執行する予定であるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、外部評価の試行については、約 160ある施策全てを評価対象とするのではなく、政策単位でとりまとめ、市が特に評価を要すると考える事業や新規事業等を中心に進める予定。令和４年度中に西脇市総合計画審議会を立ち上げ、令和５年度の初旬にかけて、外部評価の試行を通して西脇市第２次総合計画前期基本計画の進捗状況の確認及び検証を行うとともに、その結果を令和７年度から令和12年度までを計画期間とする後期基本計画の策定につなげていきたい。なお、評価に当たっては、事業担当課による内部評価及び令和元年度（当初設定指標）から令和３年

度までに実施した市民アンケート調査の結果等を基に、外部評価委員の意見等を取り入れ実施する予定であるとの報告を受けた。

（茜が丘複合施設）

1　業務の概要

茜が丘複合施設は、茜が丘複合施設の管理運営、男女共同参画の推進、こどもプラザの運営等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、茜が丘複合施設維持管理運営事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、茜が丘複合施設みらいえの利用促進、女性活躍の推進、子育て支援の充実について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　テーブル席用パーテーション購入について確認したところ、多目的ホールでは研修会や勉強会等の開催、また、公共スペース（ビューループ）では学習や仕事、親子連れが休憩するなど、様々な用途で多くの方に利用いただいている。新型コロナウイルス感染症対策として、来館者の方に安心して利用いただけるよう、屋内では広くスペースをとるようにしているが、状況により、隣と距離をとるのが難しい場合があることから、パーテーションを購入したものである。なお、購入費用は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」で全額補助される予定であるとの説明を受けた。今後も、利用者にとって安全で安心な施設となるよう努められたい。また、入札・契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、女性活躍の推進については、就労や起業を希望する女性のサポート事業として、就労起業支援セミナーや個別相談を実施している。また、今年度の新規事業として、地域や職場などあらゆる分野での女性の活躍を支援するため、にしわき女性リーダー養成講座『みらいえ　ウィメンズ・スキルアップセミナー』を開催した。加えて、女性が活躍しやすい環境づくりを推進し、女性の視点を生かした施策の展開を図るため、「女性活躍推進プロジェクトチーム」を今年度設置した。今後の取組としては、女性の職業生活をサポートする事業の継続実施に加え、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、女性リーダーを養成する事業についても力を入れていきたいとの報告を受けた。女性活躍は喫緊の課題であり、多くの女性が活躍できるまちになるよう、取り組まれたい。

（財政課）

1　業務の概要

財政課は、市議会の議案及びその他議会、予算の編成及び執行管理等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、雑入、財務会計システム事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、委託事業と補助事業の整理について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　財務会計システム事業について使用料が前年度に比べ増額となったことについて確認したところ、使用するブラウザを、サポートが終了したインターネットエクスプローラーから、マイクロソフトエッジに変更し機能強化を図った。また、経費節減を図るため、別途契約していた公会計システムを同時更新したものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、委託事業と補助事業の整理については、市が事務局を担っている事業について、委託事業と補助事業が混在している状態であり、事業の実施主体や責任の所在を明確にするため、対象事業を選定し調査を実施した。調査では、当該委託料又は補助金について、事業の実施主体や目的の確認・整理を行うとともに、必要に応じて聞き取りを実施した。当該調査の結果を踏まえ、令和５年度の予算編成を行っていくとの報告を受けた。

（管財課）

1　業務の概要

管財課は、入札・契約事務、市有財産の取得及び処分、公共施設マネジメント、庁舎管理等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、土地売払収入、公共施設マネジメント事業、旧庁舎等跡地活用事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、公共施設マネジメントの推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　旧庁舎・市民会館ほか解体工事について確認したところ、令和４年度及び令和５年度で実施し、主な工事内容は、建築物の解体工事とそれに伴う設備の撤去工事、屋外付帯・工作物・植栽の撤去工事であるとの説明を受けた。また、入札・契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確

認した。

⑵　懸案事項である、公共施設マネジメントの推進については、公共施設等総合管理計画の改定が必要であり、６月に計画改定支援業務委託業者が決定した。７月には公共施設の利用状況を把握するため、公共施設稼働率調査をまとめた。併せて、公共施設等総合管理計画の対象となっている全ての施設について、今年度以降の施設改修計画や施設の課題などについて関係課等にヒアリングを行い、公共施設の状況を把握した。計画改定に当たり、公共施設適正化検討委員会を10月12日及び11月29日に開催した。今後、パブリックコメントを実施し、令和５年３月末までに計画改定を完了させるとの報告を受けた。公共施設等総合管理計画は、今後の市の財政計画にも影響を及ぼすと考えられることから、慎重に策定されたい。

（まちづくり課）

１　業務の概要

まちづくり課は、参画と協働のまちづくり推進、地区まちづくり実践補助事業、自治基本条例推進本部、人権施策の推進等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般コミュニティ助成事業、自治会一般事務経費、住宅資金貸付金、各隣保館維持管理運営事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、自治基本条例の適正な運用と推進、地域自治協議会の推進、中心市街地活性化事業の推進、住宅資金貸付金未収金の回収、人権に関する指針の改定、今後の隣保館の在り方及び運営について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　一般コミュニティ助成事業補助金について確認したところ、この事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献活動として、活力ある地域づくり等に対し助成を行うコミュニティ助成の補助メニューの一つとなる一般コミュニティ助成を活用した事業であり、南旭町及び谷町に対し、それぞれ 2,500,000円の補助金を交付するものである。南旭町においては、自治会のコミュニティの中心・象徴となる太鼓屋台を修繕し、今後も秋祭りでの太鼓屋台の練り出しを末永く行うことによって、地域の連帯感と自治意識の向上を図る。谷町においては、自治会の活動拠点となる公民館の備品を整備し、コミュニティ活動の活性化につなげるものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、自治基本条例の適正な運用と推進については、今年度、市民主体のまちづくり活動活性化方策について、「まちづくり推進審議会」に諮問しており、これまで審議会を３回開催し、年明けの４回目の審議会にて答申をいただく予定となっている。答申に基づき、市民主体のまちづくり活動活性化方策を検討し、参画と協働のまちづくりの推進に努めるとの報告を受けた。今後も引き続き、参画と協働のまちづくりの推進に向け、取り組まれたい。

⑶　懸案事項である、「西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」の改定については、有識者や関係者などで構成する西脇市人権施策推進審議会において、令和３年度に４回、今年度もこれまで３回にわたり内容の検討、協議を重ね改定案を作成し、11月14日から12月16日までの間でパブリックコメントを実施した。今後は、パブリックコメントでいただいた意見について協議を行い、審議会からの答申を受け、今年度末までに改定する予定であるとの報告を受けた。今後は、改定された指針に基づき、人権教育及び啓発を推進されたい。

＜総務部＞

（総務課）

１　業務の概要

総務課は、人事行政の総合企画、条例規則等関係規程の整備、給与の計算、文書審査等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、総務費雑入、公務災害補償費、人事・給与システム事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、戦略的、総合的人事制度の確立、定年引上げ制度の導入について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　人事・給与システム改修業務委託について確認したところ、地方公務員等共済組合法の改正に伴い、令和４年10月１日から厚生年金保険及び健康保険の適用対象である短時間勤務職員を共済組合員とし、短期給付等の適用範囲が拡大することとなった。この制度移行に伴い、短時間勤務職員の人事・給与等を管理するため、システム改修を実施したものであるとの説明を受けた。また、見積合せ・契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、定年引上げ制度の導入については、令和５年４月施行に向け、条例案を12月議会に上程したところであり、定

年の引上げに伴う主な変更ポイントは４点ある。１点目は、定年年齢を段階的に引上げるものであり、令和５年度から２年に１歳ずつ引き上げ、令和13年度で65歳定年が完成する。２点目は、管理監督職上限年齢制、いわゆる役職定年制により、行政職については、管理職手当の支給対象者である部長級・課長級の職員は、60歳に達した日の翌日から最初の４月１日までの期間に課長補佐級に降任することとなる。なお、非管理職である課長補佐級以下の職員は、職位の変更はない。３点目は、定年年齢前であっても、60歳に達した日以降に時短勤務を選択できる定年前再任用時短勤務制についてである。ただし、短時間勤務を選択した時点で退職となり、その後は、再任用職員としての任用になる。４点目は、60歳に達した職員の給料について、60歳に達した日以後の最初の４月１日から定年退職日までの間、その給料は、60歳に達する前の日の給料の７割水準とするものである。当該制度の内容については、11月に職員組合へ説明を行った。また、年明けには、最初の定年延長になる来年度60歳を迎える職員へ説明を行い、内容を十分理解していただいたうえで、60歳以降の働き方の意向調査を行っていく。また、並行して規則案の作成等、関係例規の整備も行っていくとの報告を受けた。対象者には十分説明を行い、遺漏のない運用に努められたい。

（情報推進課）

１　業務の概要

情報推進課は、各種統計調査、情報戦略に係る調査研究及び実施等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、情報化推進事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、情報通信基盤整備について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　情報化推進事業における備品購入について確認したところ、オンライン会議用の機器と老朽化パソコンの更新用パソコンを購入するものであり、令和４年11月にパソコン90台を購入したとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、情報通信基盤整備については、テレビ難視聴地域の自主共聴組合において、共聴施設の設備が老朽化してきており、資材の高騰や落雷対応などで維持管理面の負担が増大していることに加え、地域人口の減少、更にはインターネットでテレ

ビを視聴するとして組合を脱退する世帯が増えているなど、組合を健全に維持していく上で様々な支障が生じている。総務省事業として令和３年度に進められた地上放送インフラの在り方に関する調査研究を基に、新たな検討会が設置された。その検討会では、モデル地域に選定された共聴組合の協力のもと、地上テレビ放送をブロードバンド等（光回線、５Ｇ等）で代替可能かどうかについて検証した調査速報の取りまとめを令和５年３月に、その速報結果を基にした実証事業を令和５年度に予定している。その検証結果が出るのが、令和６年度頃と想定されたおり、自主共聴施設の今後の在り方について、そのタイミングである程度明らかになるのではと推測している。引き続き情報収集を進め、市内の共聴施設の維持管理に関する対策について、方向性を模索する。また、以前から共聴組合の課題と補助制度創設の要望を伝えていた近畿総合通信局から、共聴組合の施設更新に使用可能な補助制度創設の検討を進めているとの連絡をいただいたとの報告を受けた。引き続き、地域格差なくテレビの視聴ができるよう、対応されたい。

（税務課）

1　業務の概要

税務課は、賦課担当、収税対策担当で構成されており、市税の賦課徴収の全般にわたる事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、市税の状況、雑入、市税等還付金、固定資産評価替事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、軽自動車税納付確認システムの導入、課税事務全般、固定資産税課税客体の正確な把握及び適正な評価、収納率の向上、適正な公金管理の徹底について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　監査実施時点における市税の収納状況をみると、９月末現在の市税の調定総額 4,731,903千円に対し、収納済額は 2,780,546千円、収納率は58.8パーセントで前年比 0.8ポイントの増となっている。また、国民健康保険税は９月末現在の調定総額 927,124千円に対し、収納済額は 228,526千円、収納率は24.6パーセントで前年比 1.0ポイントの増となっている。

⑵　固定資産評価替業務委託について確認したところ、令和６基準年度固定資産評価替に向け、固定資産税の課税客体である土地・家屋の現状を的確に把握し、適正な課税を行う基礎資料や説明資料の整備を図るものである。業務内容としては、デジタル航空写

真撮影及びデジタル画像作成等であるとの説明を受けた。また、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑶　懸案事項である、軽自動車税納付確認システムの導入については、地方税共同機構において、軽自動車の車検時に必要な納税確認の電子化サービス「軽ＪＮＫＳ」が、全市区町村を対象に令和５年１月から開始される。これに伴い、軽自動車継続検査での納税証明書の提示が原則不要となる。また、令和元年５月に開始された軽自動車保有関係手続（申請・申告・納付）のワンストップサービス「軽ＯＳＳ」は、継続検査手続が対象であったが、令和５年１月から、新車購入時の軽自動車保有関係手続も対象となった。「軽ＯＳＳ」、「軽ＪＮＫＳ」ともに連動試験を行い、令和５年１月から開始できるように環境整備に取り組んでいるとの報告を受けた。納税者の利便性の向上及び経費削減に向け、推進されたい。

＜福祉部＞

（社会福祉課）

１　業務の概要

社会福祉課は、部内の管理調整、民生児童委員協議会活動、生活保護法、障害者計画、障害福祉計画、ひきこもり支援等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、民生費雑入、法外扶助費、生活困窮者自立支援事業、障害者基本計画等策定事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、地域福祉計画の推進、保護の適正実施、生活困窮者への支援、ひきこもり支援の推進、障害者基本計画及び第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の推進、次期計画策定に係るアンケート調査等の実施、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成、障害者差別解消法の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　ひきこもりの居場所づくり事業委託について確認したところ、ひきこもり状態にある方が、安心して出かけられる場所として、令和４年４月より月２回程度、茜が丘複合施設みらいえなどの公共施設を利用して、ひきこもりの居場所を開設している。基本的には、第２と第４木曜日の10時から15時30分まで開設しており、午後には毎回違う内容の体験等プログラム、一例として、動物

（ポニーやミニチュアホース等）とのふれあいや張り子づくり、ヨガ体験などを行っている。１月末現在で19回開催しており、参加者数は、回によってばらつきがあるが、多い時で16人、平均で6.5人となっているとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、障害者差別解消法の推進については、当事者団体や関係各課と連携し、権利擁護の推進を目的とした研修会等により、障害者差別への理解を図っていくこととしている。相談窓口の周知等を随時行うとともに、７月には、市新任職員研修時に障害者差別解消法についての講義、１月22日に「障害のある人と家族、きょうだい」をテーマに、映画上映会及び授産製品の販売（福祉マルシェ）を実施した。今後も、このような事業や関係各課、関係機関との連携を通じて積極的な情報発信や取組を実施していくとの報告を受けた。障害者が差別を受けることなく、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、推進されたい。

（長寿福祉課）

１　業務の概要

長寿福祉課は、高齢者福祉対策の総合企画、介護保険事業計画、介護保険事業の運営、介護保険サービス基盤の整備促進、地域包括支援センター等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般会計では、社会福祉費負担金、老人一般事務経費、訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業、介護保険特別会計では、介護保険料、認知症家庭支援訪問介護事業、一般介護予防事業評価事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、介護サービスの適正利用の促進、地域密着型サービスの整備の推進、災害時要援護者の個別避難計画作成について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金について確認したところ、訪問サービスを提供する際に、暴力行為等への対策として複数名でのサービスの提供が必要となる場合は、通常は介護報酬上の「複数名訪問加算」として、サービス料金に加算することが認められている。しかし、加算の取得には、利用者又は家族等の同意が必要となるため、様々な事情により加算を算定することができない場合に、複数名訪問加算等に相当する額の一部を事業者に補助することにより、訪問看護師等の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とするものである。現時点で実績はないが、介護の人材不足が懸念される中、訪問看護師等

の安全確保及び離職防止を推進する必要があることから、事業の継続は必要であるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、災害時要援護者の個別避難計画作成については、災害時要援護者で優先度の高い対象者について、自主防災会や福祉専門職と連携して調整会議や現地訓練を行い、個別避難計画を令和３年度から５年程度で作成完了することが目標とされている。令和３年度に抽出した対象者70人について、順番に計画作成を行うこととなるが、要支援者とその家族へ意向確認や、自主防災会との調整、担当する福祉専門職（介護支援専門員）への作成支援依頼、調整会議及び現地訓練など、１件の計画作成に時間を要することとなり、令和３年度は２件、本年度も２件の作成となっている。今後も、取り組む地区を選定し、避難支援の優先度の高い対象者を抽出し、順次、個別避難計画作成を促していくとの報告を受けた。大変な労力や時間を要すると思われるが、自主防災会等関係機関と連携を密にし、災害時要援護者が安心して避難できる計画を作成されたい。

（こども福祉課）

１　業務の概要

こども福祉課は、こどもの笑顔をはぐくむ条例、茜が丘複合施設との連携・調整、ファミリー・サポート・センター事業、児童手当等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、民生費雑入、子育てモバイルサービス事業、養育費確保支援事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、子育て世帯に係る新型コロナウイルス感染症緊急対策、ヤングケアラー支援について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　子育てモバイルサービス事業について確認したところ、妊婦や子育て中の保護者等に向けて、モバイル端末を利用した各種子育て支援情報の配信等を行うことで、子育てに対する不安感や孤立感を解消し、子育ての充実感の増加と負担感の減少を図る事業である。主なアプリの内容は、予防接種・健診スケジュールのお知らせ、成長の記録、子育て支援・イベント情報の案内などとなっており、日本語を含め10の言語の利用が可能であるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、ヤングケアラー支援については、こども福祉課にある相談窓口を周知するとともに、民生委員・児童委員を始

めとする支援者等が、ヤングケアラーに対する理解を深めることができるよう、様々な機会をとらえて、研修会等を開催している。気づける人を増やすことで、ヤングケアラーを把握し、また、把握した場合は、要保護児童対策地域協議会や多機関が協働する重層的支援会議でケース検討を行い、県の事業や障害・介護福祉サービス等の必要な支援や包括的な見守りにつなげていきたいとの報告を受けた。子どもの成長にもかかわる大きな問題であり、早期の把握、支援が必要であるため、鋭意取り組まれたい。

＜くらし安心部＞

（新型コロナウイルスワクチン接種対策室）

1　業務の概要

新型コロナウイルスワクチン接種対策室は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況、新型コロナウイルスワクチン接種事業の執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況について確認したところ、本年度の集団接種については、３回目の追加接種を昨年度の２月から引き続いて４月に実施した。また、５歳から11歳を対象とした小児ワクチンの接種についても４月に実施し、７月及び８月には、60歳以上及び18歳以上の基礎疾患を有する方を対象とした４回目の追加接種を実施した。この間、市内の医療機関においても個別接種を並行して実施いただいた。10月以降は、新たなオミクロン株対応ワクチンに切り替え、市内の医療機関で接種を開始するとともに、10月は市役所で、11月及び12月は天神池スポーツセンター体育館で集団接種を実施した。また、11月には、新たに生後６か月から４歳を対象とした乳幼児ワクチン接種を、市内１医療機関において開始した。この結果、11月28日現在の接種率は、１回目が 83.83パーセント、２回目が 83.52パーセント、３回目が 68.68パーセント、４回目が 42.16パーセント、５回目 7.39パーセントとなっている。今後も、個別接種を継続していくが、接種予約数も減少しているとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施については、ワクチン接種は、集団接種及び市内医療機関での

個別接種により、多くの市民の接種機会を確保してきた。夏に実施した４回目の集団接種については、解体予定の旧西脇市民会館で実施できたが、５回目以降もワクチン接種が実施される場合には、新たな集団接種会場の確保が必要となった。５回目の接種については、新たなオミクロン株対応ワクチンの接種であり、継続が予想できた段階で、前回の接種から５か月経過となる12月以降の実施に向け、集団接種会場として、天神池スポーツセンター体育館を確保していたが、国の急な方針転換により、接種間隔が３か月と短縮されたため、急きょ市役所において10月末の２日間、集団接種を実施した。また、天神池スポーツセンター体育館を、前倒しで借り受け、11月17日から集団接種を実施し、12月24日に終了した。現在は、市内の医療機関において個別接種を継続しているとの報告を受けた。今後も政府の方針を注視し、引き続きワクチン接種に取り組まれたい。

（戸籍住民課）

1　業務の概要

戸籍住民課は、部内の管理調整、各種申請書及び届出書の受付、証明書の交付、住民基本台帳の整備及び管理、戸籍簿の整備及び管理、印鑑登録、基礎年金、マイナンバーカードの交付等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、戸籍住基一般事務経費、マイナポイント申込支援事業、マイナンバーカード普及促進事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、マイナポイント制度における市民サポート体制の整備、マイナンバーカードの普及促進、マイナンバーカードの交付関連事務の効率化、戸籍法の一部改正及びデジタル手続法に伴う戸籍情報システムの改修等、マイナポイント事業の延長、マイナンバー制度への対応、戸籍法の一部改正に伴う戸籍事務処理変更への対応について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　マイナポイント申込支援等業務委託について確認したところ、消費活性化及びマイナンバーカードの普及促進を目的とし、国はマイナポイント第２弾として、キャッシュレス決済サービスへの現金チャージ等による25パーセントポイント還元に加えて、令和４年６月30日からマイナンバーカードの健康保険証の利用及び公金受取口座の登録により新たなポイントを付与する手続きが開始された。多くの市民の来庁が予想されたため、マイナポイント申

込支援コーナーをオリナスロビーに設置し、その業務を委託したものであるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、戸籍法の一部改正に伴う戸籍事務処理変更への対応については、令和５年度末から、戸籍情報連携システムの運用が開始される予定で、戸籍事務連携や他の行政機関とのネットワーク連携等が始まる。それに伴い、戸籍事務が大きく変わるため、年度当初より届書情報連携の試行運用や並行運用、広域交付の模擬運用などが始まる。併せて、戸籍の振り仮名法制化も令和５年度中の実施を予定されているほか、システム標準化に伴う文字の同定など、通常の戸籍事務とは別に多くの作業が発生することが想定される。国のスケジュールに合わせ、実施する必要があるため、今年度から国との手続き等の準備を開始し、来年度は、システム業者への運用支援委託等の準備を進めるとともに、スムーズに運用できるよう各作業を実施して行く必要があるとの報告を受けた。

（保険医療課）

１　業務の概要

保険医療課は、国民健康保険事業総括運営、国保給付、退職者医療、医療費の適正化及び保健事業、国保運営協議会、特定健康診査等及び健康づくり事業、後期高齢者医療、兵庫県後期高齢者医療広域連合との連絡調整、福祉医療等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般会計では、こども医療費助成事業、国民健康保険特別会計では、県補助金、一般被保険者高額療養事業、傷病手当金給付事業、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療一般事務経費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、国民健康保険制度の円滑かつ適正な運営、後期高齢者医療制度の円滑な運営について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　こども医療費助成事業費が、前年度に比べ増額となった理由について確認したところ、令和４年７月から、所得制限の撤廃及び対象年齢を高校生相当まで拡大するという制度改正があり、受給対象者は小学４年生から高校生相当までとなった。令和４年12月末現在での対象者は、 3,059人となっており、このうち所得制限

の撤廃により新たに対象となった方が 311人、高校生相当が 1,019人となっているとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、後期高齢者医療制度の円滑な運営については、後期高齢者医療保険料は、保険料率の改定や低所得者の軽減特例措置の見直しにより、保険料が年々増加している。保険料や医療機関窓口における自己負担限度額は、被保険者の所得や世帯構成、世帯の課税非課税状況等の影響を受けるため複雑であることから、丁寧かつきめ細かな説明に努めている。また、保険料滞納者には、無年金、低所得による生活苦、高齢による就業機会の減少、事業の休止・廃業、不動産の売却による一時的な所得の増加に伴う保険料の増額等、様々な事情があり、個別訪問や電話による納付指導を随時行い、分割納付の協議や減免申請の案内など、被保険者個々の事情を最大限勘案しながら、定期的な納付及び完納を目指して取り組んでいる。昨年度には、医療制度改革関連法（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律）が国会において可決成立し、令和４年10月から、現行の医療機関窓口における自己負担割合１割・３割に加え、２割負担が新設された。このような保険料の改定及び医療制度改革について、適宜情報収集を行い、本市の状況に照らして兵庫県後期高齢者医療広域連合等と連携を密にしながら、被保険者に対して的確に広報を行い、問合せに対してはわかりやすく説明するように努めるとの報告を受けた。引き続き被保険者に対して的確な情報提供と丁寧な説明をされたい。

（健幸都市推進課）

1　業務の概要

健幸都市推進課は、スマートウエルネスシティ施策の総合調整、健康づくり事業の総合企画及び推進、各種予防接種、感染症予防及び献血、健康増進事業、健康診査、健幸ポイント事業、アンバサダーの養成、介護予防事業、母子保健、子育て応援ステーション等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、衛生費実費徴収金、衛生費雑入、健幸ポイント事業、健康増進計画策定事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、がん検診受診率向上対策、フレイル予防の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　西脇市健康増進計画調査分析業務委託について確認したところ、現在の健康増進計画（にしわき健康プラン）が、平成25年度から

令和４年度までの10年計画となっており、令和５年度からの次期計画更新に向け、市の健康づくり施策や食育施策、自殺予防対策に関する現状について、把握するための調査・集計・分析業務である。契約締結後、県の計画改定時期を１年遅らせて令和５年度とする旨の通知が県から届いたため、これらを根拠とする本市の計画も、令和６年度に遅らせざるを得なくなったが、本業務の調査結果は、そのまま活用する。また、各種団体へのヒアリング等については、令和５年度以降に取り組むこととなるとの説明を受けた。なお、見積合わせ及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、フレイル予防の推進については、「健幸都市・にしわき」を実現していくうえで、フレイル予防の中心事業は、健幸運動教室 Ni-coや健幸ポイント事業であるが、どうしても参加できない人もあることから、よりハードルの低い受け皿として、通いの場の充実は欠かせないと考えており、その対策として、通いの場の参加者の増加と通いの場の機能評価を挙げている。まず、通いの場の参加者の増加については、既存のサロン等のグループに月１回から週１回の取組になるような働きかけを行ったが、コロナ禍の影響もあり成果に繋がらなかった。啓発については、周知ポスター等を医療機関に設置いただいたほか、地域包括支援センターのケース訪問時に参加を呼びかけるなどしていただいた結果、令和４年11月末現在で、通いの場が４か所増えた。今後も、既存グループへの働きかけや連携先を広げて周知啓発に努める。次に、通いの場の機能評価については、通いの場は単に運動だけでなく交流の場としての機能が有効であると思われることから、それを具体的にどう評価するのか研究することを課題としていた。そこで、全国のべ75万人を対象とする多角的な研究で有名な、千葉大学の近藤克則教授が率いる日本老年学的評価研究機構と協議を重ねた結果、本市と一緒に研究を展開していただくことに興味を持っていただいた。具体的には、長寿福祉課が先行実施している「くらしと健康の調査」の対象を先方の予算で拡大していただき、既に追加調査を実施中である。今後、これらの結果を踏まえ、日本老年学的評価研究機構とより詳しい調査分析を実施したいと考えているとの報告を受けた。フレイル予防の推進は、大変重要な政策課題であり、鋭意取り組まれたい。

（環境課）

1　業務の概要

環境課は、環境保全対策の企画及び総合調整、太陽エネルギー・

バイオディーゼル燃料等の再生可能エネルギーの総合企画、市民や地域の主体的な緑化活動の支援のほか、環境審議会、西脇市公営墓地、狂犬病予防等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般会計では、衛生費雑入、公営墓地特別会計では、公営墓地の区画利用状況及び管理手数料などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、第２次環境基本計画の進行管理、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進行管理について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　公営墓地の区画利用状況について確認したところ、区画数は、旧区画 633区画、新区画 110区画の計 743区画あり、11月30日現在の利用状況は、旧区画 553区画、新区画23区画の利用となっている。今年度の新規利用と返還状況は、旧区画では新規許可が１件、返還が４件、新区画では新規許可が１件となり、前年度から２件の利用減となっているとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進行管理については、本計画の計画期間は、平成30年度から令和11度年までとなっており、現在、計画の中間年度の見直しを行っている。今後は、本計画に基づき、ごみの減量や資源化に取り組み、取組結果等については、環境審議会への報告を行い、頂いた意見などを反映しながら計画の推進を図るとの報告を受けた。ごみの減量や資源化は、大変重要な課題であり、適正な進行管理に努められたい。

（防災安全課）

1　業務の概要

防災安全課は、消費生活センター、消費者協会、法律相談、犯罪被害者等の支援、生活安全・防犯、交通安全啓発及び交通事故防止、防災計画及び防災会議、自主防災組織、災害対策、防災行政無線、消防団、北はりま消防組合等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、消防団員等公務災害補償費、災害対応経費、防災施設管理事業、防災行政無線管理運営事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、自主防災組織の活性化、消防団員の確保について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　防災行政無線設備保守点検業務委託について確認したところ、令和３年７月末にアナログ方式からデジタル方式への工事が完了し、令和４年７月末までは機器の保証があり、移行後初めての保守点検となる。保守点検は、良好な通信機能の確保、障害の未然防止を目的として、スポット契約で実施するもので、点検内容は、市役所親局、中継局、再送信子局、非常用設備、北はりま消防本部にある遠隔制御装置、屋外拡声子局などの対象設備について、機器本体の管理と修繕の必要性や機器間の情報の送受信や電波状況、非常用電源の状態などを確認し、機器が問題なく使用できるように点検するものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、消防団員の確保については、令和４年度の消防団活動が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、消防大会は縮小開催、消防操法大会は中止となったが、災害時に備えて定期的に合同訓練を実施するなど、火災等の災害発生時に対応できるよう日々日常点検等を行っている。少しずつ、消防団活動が再開され、団員相互のコミュニケーションを図る機会も増えつつあるが、少子高齢化により20歳から35歳前後の消防団員となりうる人口が減りつつある中、消防団員の確保は非常に難しい状況にある。今後、ますます少子高齢化が進むと思われることから、地元自治会と協力して、加入推進を図るとともに、消防団活動である訓練、災害活動、地元行事等への参加など、多岐にわたる消防団活動が、現役団員の負担とならないよう、分団長会議を通じて検討を進めているとの報告を受けた。消防団活動は、災害等の発生時や事前防災活動など、大変重要なものとなるため、団員確保に向け取り組まれたい。

＜産業活力再生部＞

（農林振興課）

１　業務の概要

農林振興課は、農業の振興、農業振興地域整備計画、担い手の育成支援等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、農地利用効率化等支援事業、農地中間管理事業、農業生産資材高騰緊急対策支援事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、スイーツファクトリー支援事業の円滑な推進、農業の担い手の確保について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　農業生産資材高騰緊急対策支援事業補助金について確認したところ、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や円安の影響により、燃油や農業用資材（肥料原料、配合飼料）の高騰が続き、生産農家の負担増加により、離農が懸念されることから、営農継続と生産意欲の向上を図ることを目的に、米生産農家に対して10アールあたり３千円、野菜等の出荷農家に対して10アールあたり２千円、畜産農家に対して１頭あたり３千円を補助するものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、スイーツファクトリー支援事業の円滑な推進については、令和３年９月から研修生１人が研修施設で研修を開始し、令和５年の独立就農を目指している。現在、就農地の確保が完了し、県農業施設貸与事業を活用した就農用施設の設置を開始した。また、市内のイチゴ農家数の増加により、一定の生産量確保と観光集客も見込まれるようになってきたことから、一昨年度より進めてきた、地域団体によるイチゴの加工商品開発について、更なる販路拡大に向け、農産物直売所や姫路駅ビルでのイベントへの参加など、普及啓発活動に努めている。今後は、研修生の就農に向けた、速やかな就農用施設の設置、就農支援とイチゴの消費拡大に向けた普及啓発活動を引き続き行っていくとともに研修施設の今後の活用方法について検討を行っていくとの報告を受けた。

（農村整備課）

１　業務の概要

農村整備課は、森林整備、土地改良事業、有害鳥獣の捕獲等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、土地改良施設維持管理適正化事業、森林環境譲与税事業、林業一般事務経費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、土地改良施設の計画的な改修、森林整備事業の推進、有害鳥獣対策について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　森林環境譲与税事業について確認したところ、令和６年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、年間一人当たり千円の「森林環境税」の賦課徴収に先駆けて、自治体に森林環境譲与税の譲与が令和元年度から開始されている。この財源は、各自治体の特性に合わせて活用できるものの、森林整備やその促進に関することに限られている。本市の森林環境の特性に鑑み、森林環境譲与

税の活用方針を、森林整備の促進、森林の公益的機能発揮促進、木材利用の促進と定め、本事業の推進により、森林環境の整備を図りながら、関係交流人口の拡大やまちづくり活動、教育計画など、本市の総合計画実現のための各種計画との相乗効果の発揮が期待できる事業に取り組んでおり、本年度は、林道西光寺谷線の路面修繕、六所神社地内の藤棚修繕・ベンチ修繕、矢筈山登山道修繕、木製本棚24基の製作などを実施したとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、有害鳥獣対策については、野生鳥獣に対する侵入防止対策として、平成22年度以降、防護柵を市内総延長約72キロメートルで設置してきた。また、有害鳥獣駆除として猟友会の協力のもと、捕獲対策も行ってきた。令和３年度の年間捕獲頭数はシカ 276頭、イノシシ 199頭、アライグマ 175頭、ヌートリア１頭となっているが、野生鳥獣による農産物被害は減少傾向にあるものの、未だ被害は後を絶たない状況である。今後も、農産物被害減少のため、猟友会と連携し有害鳥獣の捕獲強化を図るとともに、捕獲を実施する担い手を育成するため、新規狩猟免許取得者に対し経費の補助を行う。また、農地への侵入を防ぐための防護柵設置を推進するとともに、野生動物の潜み場となる森林の集落周辺部を緩衝帯として整備するなど、地域と連携し被害軽減に向け取り組むとの報告を受けた。農産物の被害軽減に向け、引き続き、有害鳥獣対策に取り組まれたい。

（商工観光課）

１　業務の概要

商工観光課は、商工業の振興、企業立地の推進、中小企業等の融資、観光の振興、西脇ファッション都市構想、ふるさと納税等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、ふるさと西脇「日本のへそ」基金寄附金、新庁舎周辺地域整備事業、地域イベント再開支援事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、地場産業の振興「ファッション都市構想の推進」、企業立地の推進、起業・創業の推進、観光交流人口の拡大（観光交流推進ビジョンに基づく事業の推進）、ふるさと納税の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　寄附金に係るふるさと西脇「日本のへそ」基金寄附金の収納状況について確認したところ、令和５年１月末では約９億 5,305万円となっており、前年度と比較すると1.43倍となっている。年度

当初から好調であったが、伸び率が徐々に鈍化し、９月は前年度実績を下回ったが、10月以降、特に寄附が集中する11月中旬以降に大きく伸び、このペースでいくと、令和４年度決算見込みは約10億円前後とみている。好調の要因は、現段階で明確に断定できないが、次の３点であると分析している。１点目は新規返礼品の追加（ 898種類から 979種類へ）、２点目は返礼品受付体制の改善（欠品分を予約先行受付により切れ目なく受付できる体制を確保）、３点目は寄附サイトの改善（売れ筋品の画像（写真）の更新など）である。今後も引き続き、返礼品や寄附サイトの改善などに取り組み、寄附額確保に努めるとの説明を受けた。

⑵　地域イベント再開支援事業について確認したところ、商店街や地域などにおけるイベントの再開や新規実施によるにぎわいづくりを支援し、地域経済の活性化と地域振興を図るものであり、新しい生活様式に対応した地域イベントを実施する団体に対し、必要な経費の一部を支援するものである。対象は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度又は令和３年度は中止となり、令和４年度に再開するイベント、新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ地域経済を盛り上げるため、新たに実施するイベントとなっているとの説明を受けた。

⑶　懸案事項である、観光交流人口の拡大（観光交流推進ビジョンに基づく事業の推進）については、令和４年度は、コロナ対策をとりながらの旅行が定着する中、市において、旅行助成の観光交流活動創出支援事業の受付を開始し、県民割の後押しもあり、当初から昨年を大きく上回るペースで申込みがあった。感染者数が増加した８月頃には、市民旅行のキャンセルが続いたが、下半期になると全国旅行支援が開始されたこともあり、紅葉シーズンを中心に多くの団体旅行・市民旅行の申込みがあった。引き続き、観光交流人口の拡大に向け、観光物産協会による観光案内看板の整備やＰＲ活動の展開及び定住自立圏構成市町と連携した誘客促進活動など、観光交流推進ビジョンに基づき取り組んで行くとの報告を受けた。引き続き、観光交流人口の拡大に努められたい。

＜建設水道部＞

（経営管理課）

１　業務の概要（一般会計）

経営管理課は、部内の管理調整、国及び県事業（道路、河川等）の促進等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、建設総務課事務事業などの執行内容につ

いてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、国道 175号（東播丹波連絡道路）の整備促進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　懸案事項である、国道 175号（東播丹波連絡道路）の整備促進については、西脇北バイパス（ 5.2キロメートル）は、令和８年春に２車線での全線開通に向けて工事が進んでいるが、さらにその北の黒田庄町大伏から丹波市氷上地域区間は、現在、調査区間という位置付けで、事業化されていない。国道 175号（東播丹波連絡道路）の整備促進は、西脇北バイパスの早期完成と、その北の調査区間の早期事業化を目指すものである。新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、令和５年５月８日に現在の２類相当から５類に引き下げられる予定であるため、国道 175号整備促進期成同盟会及びオール西脇による対面での要望活動を継続実施し、整備促進を国へ求めるとともに、国道 175号東播丹波連絡道路早期実現促進大会についても、地域の道路を求める機運の醸成と、国への思いを伝えるため継続実施していき、黒田庄町大伏から丹波市氷上地域区間の調査区間については、西脇北バイパスの全線開通から切れ目なく整備が続くよう、事業化に向け、丹波市等と連携し国へ訴えて行くとの報告を受けた。西脇北バイパスの早期全線開通、黒田庄町大伏から丹波市氷上地域区間の早期事業化に向け、引き続き関係機関への要望活動に取り組まれたい。

（用地地籍課）

1　業務の概要

用地地籍課は、地籍調査、公共用地の取得及び補償等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、地籍調査事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、地籍調査事業の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　地籍調査現地測量等委託について確認したところ、高田井町の一部地区40ヘクタールの一筆地調査（現地立会い）、西脇（南旭町・仲之町）地区の10ヘクタールの一筆地調査（現地立会い）を行うものである。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、地籍調査事業の推進については、西脇市の総

面積13,244ヘクタールのうち、河川などの長狭物を除く12,851ヘクタールが地籍調査対象面積となる。その内、事業効果の得られやすい平野部約 2,400ヘクタール（机上計算）を、平成21年度から、年間２から３地区、約80ヘクタールの割合で、約30年かけて先行実施する計画である。令和５年１月末現在の進捗状況は、35地区、948.81ヘクタールが完了しているとの報告を受けた。大変困難な事業であるが、早期完了に向け、引き続き取り組まれたい。

（施設管理課）

1　業務の概要（一般会計）

施設管理課は、市道、河川及び水路の占用、その他管理、並びに、市道、河川及び公園施設の維持管理等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、道路管理事業、中央駐車場一般管理事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、市道、河川及び水路等の管理、都市公園等の管理について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　道路照明更新工事について確認したところ、市内の交差点等にある道路照明灯約 170基を、５か年で市街地の通行者の多い地域から計画的に、水銀灯からＬＥＤ灯に更新するものである。本年度は、当初予算において34基の更新を計画していたが、ひょうご地域創生交付金を財源とした補正予算により、併せて88基更新し早期化を図ったものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、市道、河川及び水路等の管理については、市道21路線 1,400本の街路樹を管理している。街路樹は、歩車道分離による歩行者の安全が確保でき、夏場には歩行者に日陰を作るなどメリットがある一方で、巨木化による根上がり、落ち葉の散乱、倒木等による被害も発生しており、補助事業により植樹したものであるが、今後、街路樹の在り方について検討を行うとの報告を受けた。引き続き、適正管理に努められたい。

（工務課）

1　業務の概要（一般会計）

工務課は、道路・河川・水路の改良及び維持補修、橋りょう長寿命化、都市公園の整備等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、交通安全施設整備事業、市単独道路改良事業、広域道路ネットワーク事業、公園施設長寿命化対策事業など

の執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、橋梁長寿命化計画の推進、通学路の安全確保について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　高田井13号線ほか交通安全施設整備工事について確認したところ、交通安全施設整備事業は、通学路の合同点検、警察との交通事故防止検討会、地元要望等により、交通安全施設（ガードパイプ、転落防止柵、カーブミラー、警戒標識、区画線等）の整備を行い、市道の安全な通行を確保するものである。高田井13号線ほか交通安全施設整備工事については、地元要望を受け、市道交差点などの危険個所において、カーブミラーを13面設置したものであるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、橋梁長寿命化計画の推進については、平成26年７月の道路法施行令の改正により、橋梁等の５年に１回の近接目視による定期点検が義務化され、法定点検によりⅢ判定（早期措置段階）となった橋梁は、５年以内の措置（補修等）が必要となり、現在、昨年度に引き続き、２巡目の定期点検を実施し、今年度分は３月末に完了する。また、１巡目の点検で早期の措置が必要となったⅢ判定の橋梁については、計画的に補修工事を実施しており、今年度ですべての補修工事が完了する。なお、現在実施している２巡目の定期点検は、令和５年度までとなり、令和６年度には新たな補修計画を策定する予定であるとの報告を受けた。引き続き、交通網の安全確保のため、適正点検、適正管理に努められたい。

（都市住宅課）

１　業務の概要

都市住宅課は、都市計画、土地利用計画、市有公共施設の建築設計、市営住宅の建設（計画）・管理、空き家等対策、移住・定住の促進、茜が丘住宅分譲等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、住宅政策推進事業、（都）和布郷瀬線調査事業、市営住宅長寿命化対策事業、茜が丘住宅供給事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、空き家対策の推進、立地適正化計画の推進、土地利用計画事業、空家等対策事業について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　西脇市住生活基本計画改定業務委託について確認したところ、住生活基本計画は、住生活基本法に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定するものである。本市では、平成22年３月に西脇市住生活基本計画を策定し、５年経過した平成27年３月に改定を行なったが、住生活基本法に基づき、令和３年３月に国が、令和４年３月には県が住生活基本計画を見直したことを踏まえ、また、本市の住生活を取り巻く様々な課題にも変化が見られることから、現計画を改定するものであり、現在、パブリックコメントを実施しており、年度内に改定予定であるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、空家等対策事業については、県が今年度制定した、空家等活用促進特区条例の指定に向け取り組んでいる。金融機関、商工会議所への周知に始まり、地区区長会長会、区長会総会、８地区の地区区長会での説明を行い、要望のあった地区へは町別で説明を行った。現在、嶋地区の早期指定に向け、地元及び県との協議を重ねている。関連計画との整合を図りながら活用を進めていくとの報告を受けた。空き家対策は、大変困難な案件ではあるが、関係機関等と十分調整を図り対応されたい。

〔企業会計〕

1　業務の概要

建設水道部のうち経営管理課、施設管理課、工務課の３課が企業会計を担当している。

経営管理課は、上下水道事業の総合調整及び経営、水道事業会計及び下水道事業会計の財務等に関する事務を担当している。

施設管理課は、上下水道施設の維持管理及び効率化、上下水道施設の広域連携等に関する事務を担当している。

工務課は、上下水道事業の整備計画、上下水道施設の整備・改築工事等に関する事務を担当している。

（水道事業会計）

1　監査の結果及び意見

水道事業会計については、１月末現在、給水量が 3,175,630立方メートルで令和３年度同期に比べ88,327立方メートル（ 2.7パーセント）の減量となっている。事業収益は 835,903千円で令和３年度同期に比べ、68,842千円（ 7.6パーセント）の減収となり、事業費用においては、 845,389千円で令和３年度同期に比べ、 2,673千円（ 0.3パーセント）減少している。この結果、収支差引は 9,486千

円の純損失が生じており、決算においても同程度の純損失が見込まれている。引き続き、経営健全化に向け、努力されたい。

当該会計のうち、収益的収支における営業外収益、給水及び配水費、資本的収支における配水設備工事費、委託料などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に処理されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、持続可能な事業経営、持続可能な水道事業（効率的な施設運営）、水道施設の更新及び改良について、進捗状況等の報告を受けた。

また、令和４年10月19日に実地固定資産検査を行い、器械備品台帳に基づき抽出し、資産番号と現物の突合、備品シール貼付を確認したところ、適正に管理されていると認められた。令和５年３月31日には上戸田浄水場での実地たな卸し検査に立ち会い、原材料及び支給材料、薬品、量水器について数量の確認等を行ったところ在庫数値に誤りはなく、保管状況についても良好であり、適正に処理されていると認められた。

⑴　営業外収益における一般会計補助金について確認したところ、使用者負担の公平性を期するため、家庭用の基本水量及び基本料金を見直し、令和５年１月１日に料金改定を行った。この料金改定は、「市民の経済的負担を早期に軽減するため、速やかな実施を」との上下水道事業審議会の答申を受け、予定を早めて実施したものである。当該補助金は、料金改定が令和４年度では予定外の実施であることから、令和５年１月から３月調定の水道料金減収分及び料金システム改修費用を一般会計から繰り入れたものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、持続可能な事業経営については、令和４年７月に改定した「水道ビジョン・経営戦略」を基に、持続可能な経営を目指している。令和４年度は、家庭用の基本水量及び基本料金の改定を令和５年１月から実施するとともに、物価高騰対策として令和５年１月、２月検針分の水道料金について、一般家庭及び個人事業主分の全額免除を実施した。これらの減収分については、一般会計からの補助及び電気代高騰の補助を受けることとなっている。令和５年度以降は、料金改定による減収により厳しい経営が続くと思われるが、より一層の経費節減に努め、持続可能な事業経営を行っていくとの報告を受けた。水道事業は、市民生活に欠かすことのできないインフラであり、水道水の安定供給と健全経営に努められたい。

（下水道事業会計）

1　監査の結果及び意見

下水道事業会計については、１月末現在、有収水量が 2,881,560立方メートルで令和３年度同期に比べ40,153立方メートル（ 1.4パーセント）の減量となっている。事業収益は 1,380,105千円で令和３年度同期に比べ、42,331千円（ 3.0パーセント）の減収となり、事業費用においては、 1,360,693千円で令和３年度同期に比べ、23,386千円（ 1.7パーセント）減少している。この結果、収支差引は19,412千円の純損失が生じているが、決算においては、約 6,000千円の純利益が見込まれている。引き続き、経営健全化に向け、努力されたい。

当該会計のうち、収益的収支における営業収益、資本的収支における工事負担金、建設改良費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に処理されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、持続可能な事業経営、持続可能な下水道事業（効率的な施設運営）、下水道処理施設統廃合の推進、浸水対策の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

また、令和４年10月19日に実地固定資産検査を行い、器械備品台帳に基づき抽出し、資産番号と現物の突合、備品シール貼付を確認したところ、適正に管理されていると認められた。

⑴　特定環境保全公共下水道事業における黒田庄北分区統合汚水管渠布設（その１）工事について確認したところ、下水道事業においては、より効率的な汚水処理事業を運営するため、市内の14処理区を２処理区とする公共下水道への統廃合事業を推進している。黒田庄地区の農業集落排水処理区については、全てを特定環境保全公共下水道へ接続することとしており、令和元年９月に黒田庄小苗地区の黒田庄北部地区への接続が完了している。当該工事については、黒田庄北部地区を特定環境保全公共下水道へ接続するための、汚水圧送管渠の布設や新中橋への橋梁添架、マンホールポンプの設置などを行うものであるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、持続可能な事業経営については、令和４年３月に改定した「経営戦略」を基に、持続可能な経営を目指している。より効率的な汚水処理事業を運営するため、市内の14処理区を２処理区とする公共下水道への統廃合事業を推進しており、予定どおり令和５年３月末に、出合地区及び岡崎上王子地区の農業集落排水処理区を西脇地区公共下水道処理区に統合する。令和５年度には、高松地区農業集落排水処理区を西脇地区公共下水道処

理区へ、黒田庄北部地区農業集落排水処理区を黒田庄地区特定環境保全公共下水道へ統合する予定である。引き続き統廃合事業の進捗を図り、より一層の経費節減に努め、持続可能な事業経営を行っていくとの報告を受けた。下水道事業は、市民生活に欠かすことのできないインフラであり、また、公衆衛生及び公共水域の水質保全に資するものでもあるため、健全経営に努められたい。

＜西脇病院＞

（病院事業会計）

1　業務の概要

西脇病院は、定期監査時点で25科の診療科目と 304（ 320）床の病床を有し、医師、看護職員、医療技術職員及び事務職員等を含め 474人の職員を擁し、安心して充実した医療が受けられる病院を目指した取組が行われている。また、入院棟のうち24床を新型コロナウイルス患者入院棟としてゾーニングし、うち８床を利用して中等症、軽症患者の入院受入れを行っている。

2　監査の結果及び意見

１月末現在の経営収支の状況は、総収益が 6,917,626千円で令和３年度同期に比べ 336,177千円（ 4.6パーセント）の減収となり、総費用においては 7,125,802千円で令和３年度同期に比べ60,241千円（ 0.8パーセント）減少している。この結果、収支差引は 208,176千円の純損失が生じているが、新型コロナウイルス感染症に係る空床補償等の補助金が年度末に交付され、決算においては約 9,000千円の純利益が見込まれている。引き続き、経営健全化に向け、努力されたい。

当該会計のうち、収益的収支におけるその他医業外収益、過年度損益修正益、経費、資本的収支における建設改良費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいては、おおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又はリスクについては、北播磨医療圏における西脇病院の位置付けと役割、医師確保・看護師確保、西脇市立西脇病院基本構想及び経営基本計画の見直し、施設の老朽化対策、令和４年度診療報酬改定への対応、入院・外来診療の業務量の確保、診療未収金対策について、進捗状況等の報告を受けた。

また、令和４年10月19日に実地固定資産検査を行い、器械備品台帳に基づき抽出し、資産番号と現物の突合、備品シール貼付を確認したところ、適正に管理されていると認められた。令和５年３月31日には、実地たな卸し検査に立ち会い、各種薬品のたな卸しレポー

ト等に基づき在庫分を抽出し確認したところ、在庫数値に誤りはなく、薬品の保管状況は良好であり、適正に処理されていると認められた。

⑴　国県補助金における看護職員等処遇改善事業補助金について確認したところ、当該補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く看護職員の収入の引上げを図るため、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、当該期間における処遇改善に係る経費に対し補助されるものである。なお、令和４年10月以降は制度が改正され、補助金ではなく診療報酬の中で、処遇改善相当分が算定される仕組みとなっているとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、施設の老朽化対策については、平成21年10月のグランドオープンから10年以上が経過し、経年劣化による修繕等が続いており、年々、施設修繕に要する費用が増加している。令和５年度には、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に修繕や更新を行うことで、維持管理等に係る修繕費用等を平準化し、安心して利用できる施設環境を維持するとの報告を受けた。引き続き、利用者にとって良好な施設環境を提供されたい。

（老人保健施設）

1　業務の概要

老人保健施設は、入所者・短期入所療養介護及び通所リハビリテーション利用者の健康管理と医療の処置、利用者の衛生管理・看護・日常生活全般にわたる介護・相談・生活指導・機能回復訓練・栄養指導、関係機関との連絡調整、施設の管理、運営等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、施設の利用状況、利用者負担金収入、老人保健施設維持修繕事業、老人保健施設療養事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、施設の改修及び設備・備品等の更新、経営改善の取組、介護報酬の減収について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　老人保健施設療養事業における備品購入費への流用について確認したところ、施設の経営改善に取り組む中で、加算の取得を実施するためには、利用者の身体状況のデータ提出が必要であり、身体状況を把握するための血圧測定機器が不足していたことから、

予算の流用を行い電子血圧計２台を購入した。この機器の購入により、加算の取得に必要なデータの収集及び提出を行い、令和４年９月より加算の取得を行ったとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、経営改善の取組については、収入確保のために、経営改善委員会において、加算取得の研究、検討を行い、現時点で施設類型を在宅強化に格上げし、現在も維持している。また、国が進める介護保険制度の動向を確認し、今後、必須項目となると思われる国への利用者情報の提出に関連する加算を積極的に取得した。今後は、令和６年に改定される介護報酬の情報を順次確認し、取り組むべき加算等の研究、検討を引き続き行い、収入確保に努めるとの報告を受けた。引き続き利用者にとって良好な施設運営に努めるとともに、経営改善に取り組まれたい。

＜教育管理部＞

（教育総務課）

１　業務の概要

教育総務課は、教育行政の総合企画及び調整、教育委員会の会議及び庶務、小・中学校教職員以外の職員の人事、教育行政に係る相談、学校給食センターの管理運営、奨学金、就学援助等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、奨学資金貸付金、西脇小学校歴史的建造物保存活用事業、小学校施設整備事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、西脇小学校の国指定重要文化財としての保存活用について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　日野小学校玄関屋上防水改修工事について確認したところ、玄関において雨漏りが見られたため、改修を行う工事であるとの説明を受けた。また、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、西脇小学校の国指定重要文化財としての保存活用については、「西脇小学校保存活用計画」の策定に向け、保存活用計画策定会議設置にかかる、公募委員の募集等委員の選定を行うとともに、策定業務に関する仕様書の内容を決定し、入札により委託業者を決定した。第１回目の策定会議を９月１日に開催、第２回目の策定会議を11月８日に開催し、学校利用の現状確認や計画の内容等を審議いただいた。今年度中に、第３回目の策定会議を開催し、内容等について審議いただきながら、来年度、

具体的に計画作業を進めるにあたり、活用方法等について課題整理や検討を行う必要があるとの報告を受けた。西脇小学校の適切な保存及び魅力的な活用ができる計画を策定されたい。

（学校給食センター）

1　業務の概要

学校給食センターは、市内の小・中学校及び幼稚園に安全で安心な給食を提供するため、給食用物資を調達し、調理、配送その他必要な業務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、学校給食費実費徴収金、給食施設維持管理事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、施設運営に係る検討、給食費の滞納対策、食器の更新について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　配送業務等業務委託が令和３年度と比べ増額となっていることについて確認したところ、令和３年度までは、シルバー人材センターとの契約であったが、令和４年度から撤退されたため、業者選定にあたり民間業者を対象に入札を行った結果、増額となったとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、施設運営に係る検討については、令和３年度に実施した厨房機器点検結果を基に、令和３年度と令和４年度で順次修繕を行うこととしており、コンビオーブンや食器洗浄機を冬休みに修繕する予定である。厨房機器の修繕等については、価格の高騰による再見積もりや部品の入荷遅れ、また、新たに機器の劣化が見られ、このままでは異物混入の原因となることから緊急修繕が必要となるなど、修繕内容や優先順位の見直しが必要となっているとの報告を受けた。今後も引き続き、安全安心な学校給食の提供に努められたい。

（人権教育課）

1　業務の概要

人権教育課は、人権教育及び人権啓発の企画及び推進、人権教育の指導助言、人権教育関係団体の連絡調整等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、多文化共生サポート事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、各町（区）人権学習会、多文化共生サポート事業について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　多文化共生サポート事業における報償費について確認したところ、予算段階では、令和４年度の日本語指導が必要な児童生徒は３人であり、その３人全てが在留期間１年以上となることから、市費での子ども多文化共生サポーター派遣を計画した。令和４年度に入り、新たに３人の転入があったが、在留期間が１年未満のため、県費で子ども多文化共生サポーターを派遣したとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、多文化共生サポート事業については、令和４年度は、日本語指導が必要な児童生徒６人を対象に、母語を話すことができる「子ども多文化共生サポーター」を、在留期間が１年以内の児童生徒については県費で、２年目からは市費により派遣し、学習や生活を支援するとともに、母語や母文化にふれることで、児童生徒の心の安定を図ることができた。多国籍化が進み、対応可能なサポーターの確保が急務であるが、県と連携し、今後も引き続き、日本語指導が必要な児童生徒・園児に対して、サポーターを派遣するとの説明を受けた。今後も引き続き、適切に対応されたい。

（生涯学習課）

１　業務の概要

生涯学習課は、生涯学習の企画・総合調整・広報・啓発、生涯学習指導者の養成・社会教育関係団体の育成、芸術文化の振興、西脇市市民交流施設、（公財）西脇市文化・スポーツ振興財団、市民スポーツの振興、スポーツ関係団体、スポーツ推進委員等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管事業のうち、教育使用料、財産売払収入、地域イベント助成事業、地球科学館管理事業、アピカ音楽ホール管理運営事業、生涯スポーツ振興事業、天神池スポーツセンター管理運営事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、文化芸術活動を行う団体や後継者の育成、市民交流施設のにぎわい創出、スポーツ施設の整備・充実、健康寿命の増進に向けたユニバーサルスポーツ等の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　地球科学館外装補修工事について確認したところ、映像ホール及び本館の木部外装が劣化し、ひび割れやはがれが発生しており、

来場者への安全面からも早期に補修する必要があることから、9月補正により予算化し実施したものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、市民交流施設のにぎわい創出については、ミュージックベル・トーンチャイム全国コンテスト及び劇団四季ファミリーミュージカルの開催に向け、文化・スポーツ振興財団と連携協力し調整を進めている。12月11日に開催した朗読劇「青空」では、文化・スポーツ振興財団等と連携協力し、文化芸術活動を推進することができた。アートサポーターにおいては、市民主体の多彩な文化芸術活動を促進するため、カルチャーミックス事業に取り組んでいる。今後も、市、市民交流施設指定管理者、文化・スポーツ振興財団及びアートサポーターが連携協力し、市民主体の文化芸術活動の活性化を図るとともに、魅力ある事業を実施するとの報告を受けた。市民交流施設は、今後の市民交流の中心となることから、施設の安定的な運営に取り組むとともに、魅力ある事業展開に努められたい。

（中央公民館）

1　業務の概要

中央公民館は、市民学習、講座・教室の開設、サークルの育成、総合市民センターの管理及び運営等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、市民センター管理事業、各種講座の開催状況などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、公民館講座の充実・活性化、シニアカレッジ学生の生きがいづくりと地域活動の一層の活性化について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　市民センター管理業務における役務費が、令和３年度と比べ増額となっていることについて確認したところ、今年度から生涯学習課（文化担当）が本庁へ移転したことにより、市民センター勤務職員が減少しており、シルバー人材センター派遣職員の勤務体制が変更となったことから増額となっているとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、公民館講座の充実・活性化については、前期に計画していた講座は一部中止となったが、おおむね開催することができた。10月から開催している講座・教室の参加者数についても、コロナウイルス感染症拡大前に戻ってきている。引き続き多くの市民が気軽に参加できるような学習機会を提供していくため、アンケート調査等によりニーズを把握した上で、講座・教室開設の検討を継続していくとの報告を受けた。今後も引き続き、

多くの市民が気軽に参加できるような、学習機会の提供に努められたい。

（生活文化総合センター）

1　業務の概要

生活文化総合センターは、施設の維持管理、郷土資料館活動の企画・運営・資料収集・調査研究、文化財の保護・活用・調査、文化財保護審議会、緑風台古窯陶芸館の管理・運営等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、生活文化総合センター事務事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、文化財保存活用地域計画策定に向けた調査・準備、資料館の利用促進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　懸案事項である、文化財保存活用地域計画策定に向けた調査・準備については、事前準備として、既存資料（市刊行物 135冊等）から抽出・整理作業を行っており、その他の既存資料からの資料抽出作業も早期完了を目指しているが、日常業務を行いながらの作業のため進捗が遅れている状況である。資料抽出作業完了後は、現地調査も必要なため、人員配置等、体制の充実が必要と考えているとの報告を受けた。引き続き、計画策定に向け、取り組まれたい。

（図書館）

1　業務の概要

図書館は、図書館資料の収集・整理・保存及び利用、図書館行事・講座等、調査研究の支援・読書に係る指導・案内・相談などを担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、子どもの読書活動推進事業、図書館蔵書計画などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、利用の推進、図書収容数の確保について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　図書団体貸出運搬業務委託について確認したところ、団体貸出については、学校や施設、ボランティアグループなどの登録された団体に図書を貸し出すもので、貸出期間や貸出冊数が個人貸出

よりも多く設定されている。貸出しの形として、例えば、「西脇小学校１年１組に50冊を１か月貸出」といった具合になる。運搬業務委託は、その50冊を入れたコンテナ（運搬用ＢＯＸ）を学校等へ運搬し、図書館へ返却する業務であるとの説明を受けた。また、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、図書収容数の確保については、蔵書収集計画では、令和６年度末の蔵書数25万冊を目標にしており、計画に基づいて収集を進めている。蔵書25万冊の配置の内訳としては、開架書架11万冊、閉架書架10万冊、貸出中４万冊となる予定である。令和４年９月末の蔵書数は、 229,616冊となっているとの報告を受けた。利用者のニーズにあった図書等の蔵書に努められたい。

（学校園）

１　監査の結果及び意見

今回の監査では、各学校園のうち、西脇南中学校、日野小学校、芳田小学校を抽出して現地に赴き、配当予算の執行状況、施設の整備・営繕状況、備品の記録・管理、寄附採納、実験用薬品等の保管・管理状況等について、提出資料に基づき監査したところ、各学校園とも監査した限りにおいて、適正な事務処理がされていると認められた。

また、各学校園に配当されている需用費の執行内容をみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

今後も引き続き、教育委員会との連携を図りながら、地域に開かれた信頼される学校園づくりに取り組まれたい。

＜教育創造部＞

（学校教育課）

１　業務の概要

学校教育課は、教職員の任免その他人事、学級編成及び教職員定数の配当、教職員の褒章、学校園の教育計画・運営及び指導助言、教職員の研修・研究、教育研究室、トライやる・ウィーク、放課後児童健全育成事業等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、放課後児童クラブ使用料、放課後児童対策事業、情報教育機器整備事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいては、おおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又はリスクについては、ＧＩＧＡスクール構想の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　情報通信技術支援員（ＩＣＴ支援員）業務委託について確認したところ、児童生徒の情報活用能力育成、授業改善の取組を進めるため、学校等にＩＣＴ支援員を派遣し、ＩＣＴ機器を活用する授業等への支援やＩＣＴ機器の活用に関する研修、校務や簡易な機器設定の支援等、様々なサポート行うものであるとの説明を受けた。また、入札・契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、ＧＩＧＡスクール構想の推進については、オンライン学習等にかかる環境整備として、家庭へのモバイルルーターの貸出しを継続することで、授業等のオンライン配信ができる環境を整えるとともに、タブレット端末の活用に向けた取組として、情報教育研究グループ研修会を４月、６月、10月に実施し、情報活用能力を系統的に育成するための研修を進めた。また、市ＩＣＴ支援員が充実した支援ができるよう人材の育成を進めるとともに、情報教育研究グループ研修会の実施により、各学校のＩＣＴ活用を推進する人材を育成するとの報告を受けた。今後も引き続き、児童生徒のＩＣＴ学習環境の確保に努められたい。

（青少年センター）

1　業務の概要

青少年センターは、青少年対策の企画及び推進、青少年健全育成社会啓発、青少年問題協議会、二十歳の集いの企画・運営、青少年問題の調査及び研究などに関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、「地域の子どもは地域で守り育てよう」事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、不登校児童生徒減少への取組、青少年健全育成活動の推進、青少年活動の活性化について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　青少年健全育成地区大会講師報償費について確認したところ、各中学校区で開催されている、青少年健全育成会議における講演会の講師報償費であるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、不登校児童生徒減少への取組については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、センター配置のカウンセラーや学校と連携し、適応指導教室への通級や学校復帰に向けて時間をかけ、粘り強く対応を行っている。また、学

校復帰に至らなくとも、将来の社会的自立に向け、一人ひとりとしっかり向き合い対応していくとの報告を受けた。今後も引き続き、一人ひとりと向き合った、対応をお願いする。

（学校適正推進課）

1　業務の概要

学校適正推進課は、学習環境規模の適正化等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、事務局一般事務経費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、学習環境規模適正化の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　懸案事項である、学習環境規模適正化の推進については、７月に学校学習環境規模適正化検討会議の答申を受け、現在、課内において課題等の整理や調整を行っており、今年度中を目途に、推進計画（案）の策定・公表を行い、地区説明会、パブリックコメント等を実施する予定である。推進計画策定後は、統合が予定される校区毎に開校準備会議を立ち上げ、統合に向けた協議を行うこととしているとの報告を受けた。大変困難な課題ではあるが、児童生徒の最適な学習環境の構築に向け、取り組まれたい。

（幼保連携課）

1　業務の概要

幼保連携課は、小学校就学前教育・保育の総合企画、小学校就学前の子どもに係る教育の振興及び整備、認定こども園等の運営指導・補助金及び保育の実施、幼児教育センターなどに関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、特定教育・保育施設等利用者負担金、保育体制強化事業、保育士等処遇改善臨時特例事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、待機児童・入所保留児童対策、就学前教育・保育の推進（就学前教育・保育カリキュラム研修等の実施）について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　保育体制強化事業補助金について確認したところ、保育教諭の負担軽減を図るため、清掃業務や消毒等の周辺業務を行う保育支

援者を配置する施設に対し、人件費等の経費の一部を支援するもので、国の補助事業を活用して、今年度から実施しており、９月末時点では、市内の認定こども園７園に交付決定している。補助率は、国が２分の１、県が４分の１で、市の負担は４分の１となっているとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、就学前教育・保育の推進（就学前教育・保育カリキュラム研修等の実施）については、就学前教育・保育の質の向上への取組として、大学教授・准教授、北はりま特別支援学校の先生、市内小学校の代表校長で構成する第三者評価の委員会を年３回開催するほか、委員による各園の視察訪問と現場での助言を、昨年に引き続き実施した。今年度については、保育内容と特別支援内容を別日程で訪問することで、保育教諭との面談時間や助言時間を確保し、より細かな対応をしている。今後については、幼稚園閉園後、認定こども園のみで西脇市の就学前教育を担っていただくこととなるので、今後の研修の在り方、幼児教育センターの体制等について、関係課とも調整をしながら検討を進めているところであるとの報告を受けた。就学前教育は、子どもの成長過程の中で大変重要であり、引き続き保育の質の向上に取り組まれたい。

＜会計課＞

１　業務の概要

会計課は、資金計画及び資金の運用、現金・有価証券の出納及び保管、出納検査資料の作成、決算の調製、指定金融機関等、庁内の備品の記録・管理、金銭会計システムの運用、一部事務組合の会計等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、出納事務をはじめその他所管の事務についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に処理されていると認められた。今後も引き続き、収入及び支出の事務に当たっては、その内容及び関係添付書類等の点検、審査を的確に行い正確かつ迅速な事務処理に努められたい。

懸案事項及びリスクにおける、効率的・計画的な資金運用については、支払予定に基づき資金の確保を図るとともに、基金の安全かつ効率的な運用のため、預金及び債券での運用を図っている。令和４年４月に資金管理の内規を改正し、年限20年の債券購入が可能となったことに加え、利率も以前に比べて上昇傾向にあるため、令和４年度中は額面合計５億円の国債等を購入した。今後も、動向を見ながら債券の購入についても、検討を進めて行く。また、資金管理

については、資金計画に基づき、逐次状況を勘案しながら、資金残高の平準化を図って行くとの報告を受けた。引き続き資金計画に基づき安全で確実かつ有利な方法を模索し効率的・計画的な運用に努められたい。

（統括検査官）

1　業務の概要

統括検査官は、西脇市工事検査等に関する規程に基づく工事検査、業務委託の検収、物品の検収、用品調達基金、工事・業務委託・物品の担当部課の指導等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業である、令和４年11月末現在の検査状況は、工事が43件、業務委託が68件、物品が54件の計 165件の検査が行われていることを確認した。

懸案事項及びリスクにおける、公正な検査事務の執行については、工事検査において、成果品等も含め、監督員、現場代理人立会いの上、現場検査を実施しているが、毎年３月に検査が集中することから、日程調整に苦慮している。工事完成後は速やかに日程調整を行い、厳正な検査の実施に努めるとの報告を受けた。検査事務の執行に当たっては、計画的な執行に留意しつつ、公正かつ適正な検査と担当部課の指導に努められたい。

＜議会事務局＞

1　業務の概要

議会事務局は、議会運営全般にわたる事務等を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、議長交際費の経理状況、議会一般事務経費、議員活動事業などについてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、市民に開かれた議会運営の充実について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　議長交際費について、執行内容の説明と出納簿及び預金通帳等の提示を求めたところ、適正に出納処理が行われていることを確認した。

⑵　懸案事項である、市民に開かれた議会運営の充実については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止していた対面式での議会報告会を再開するとともに、コロナ禍に導入したオンライン式での議会報告会を併せて開催することで、幅広い層へのアプローチを行った。今後は、対面式では一定数の参加は見込めるもの

の、出される意見のマンネリ化や開催自治会からの負担の声が聞かれるため、開催方法などを協議・検討する予定である。また、広報広聴活動の充実に向け、議会だよりモニターの活用や、オンライン予算広聴会、課題懇談会、じばさん議会の開催に加え、高校生議会の開催も検討しているとの報告を受けた。引き続き市民に開かれた議会運営の充実に向け取り組まれたい。

＜農業委員会事務局＞

1　業務の概要

農業委員会事務局は、農業委員会、農地法に基づく許可申請、農家証明等の発行、農家相談、農業者年金等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、農業委員会一般事務経費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて、適正に執行されていると認められた。

懸案事項又はリスクについては、遊休農地対策、農地基本台帳システムの更新検討について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　懸案事項である、遊休農地対策については、市内を７地区に分け、農地の利用状況調査（農地パトロール）を農業委員と農地利用最適化推進委員と合同で実施した。その結果、令和４年度の遊休農地実績は11月末現在で85筆 61,116.00平方メートルとなっており、令和３年度同時期に比べ15筆5,076.13平方メートル増加している。新規の遊休農地の所有者33件、54筆、34,477平方メートルに対して、農地の利用意向調査を、１月下旬を回答期限として発出している。回答のあった16件のうち、農地中間管理機構に貸付けの意向があった５件については、機構へ情報提供するなど、農地の仲介、利用集積につなげているとの報告を受けた。引き続き遊休農地の発生防止、農地の利用促進に向け取り組まれたい。

＜選挙管理委員会事務局＞

1　業務の概要

選挙管理委員会事務局は、公職選挙法に基づく選挙の管理執行等の選挙管理委員会所管の事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

令和４年７月に行われた、参議院議員通常選挙は、適正に執行されている。また、主権者教育関連事業を推進し、若年層の投票率の向上を図られたい。

＜監査・公平委員会事務局＞

1　業務の概要

監査・公平委員会事務局は、監査委員及び公平委員会並びに固定資産評価審査委員会の事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

監査委員所管の事務については、令和２年度から西脇市監査基準に基づき、行政監査を包含しつつ、定期監査、決算審査、例月出納検査等の監査業務を行っているほか、公営企業に係る実地たな卸し検査及び実地固定資産検査（上下水道事業：器具備品、病院事業：器械備品）を実施したところである。

公平委員会所管の事務については、職員の不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置要求に係る審査等が主たる事務であるが、監査時点において係る事案は生じていない。

また、固定資産評価審査委員会の事務については、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出に係る審査等が主たる事務であるが、監査時点において係る事案は生じていない。